（通所・訪問型保護事業用）

保　護　簿

（ふりがな） 氏　　名 生年月日		年　月　日生　男・女
種別	補導援護・救護	(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者　(4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者
	更生緊急保護	(一)刑執行終了　(二)刑執行免除　(三)保護観察付執行猶予確定前 (四)単純執行猶予　(五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金・科料　(七)労役場 (八)退院・仮退院期間満了　(九)実刑部分執行終了
	その他	(ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了

区分 / 保護実施日又は委託期間	帰住の援助	医療の援助	就職の援助	金品の給与			金品の貸与			生活相談	特定補導	その他
				帰住旅費	食事費	その他	帰住旅費	食事費	その他			

備考	

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　「種別」の欄は、該当する種別の記号を○印で囲むこと。拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）は、「(九)実刑部分執行終了」とすること。

3　宿泊型保護事業用の「保護の状況」の欄の「委託保護」の欄のうち、「補導援護（一般）」、「食事付宿泊」及び「宿泊」の欄には保護観察所の長から委託を受けた日数を、「委託保護終了予定日」の欄には当該委託の終了予定日を、それぞれ記載すること。

4　更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、「補導援護（一般）」とあるのを「更生緊急保護（その他）」と読み替えるものとすること。

5　宿泊型保護事業用の「特記事項」の欄の記載については、以下のとおりとすること。

(1)　高齢・障害に対応した特別処遇の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「特別処遇　　日間（　．　．　～　．　．　）」と記載すること。

(2)　職業訓練の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に職業訓練委託書に基づき「補導援護（職業訓練）　　日間（　．　．　～　．　．　）」と記載すること。

(3)　補導援護（特定補導Ａ群ないしＤ群）の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「補導援護（特定補導（○群））　　日間（　．　．　～　．　．　）」と記載すること。

(4)　更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、上記(2)に「補導援護（職業訓練）」とあるのを「更生緊急保護（職業訓練）」と、上記(3)に「補導援護（特定補導○群）」とあるのを「更生緊急保護（特定補導○群）」と読み替えるものとすること。

6　宿泊型保護事業用の「保護の実施結果」の欄の「食事の給与日数」及び「宿泊の供与日数」の欄には、